全国数学教育学会 研究発表会共同研究枠について

【1】目的と射程

研究推進委員会では、本学会の研究活動の大きな部分を占める研究発表会において、研究及び研究コミュニティの活性化、特に、複数名の研究グループによる共同研究や最新の研究を推進していくために、従来からの研究発表のタイプ(例えば、通常の口頭発表、ポスター発表、全体会におけるシンポジウム形式)とは異なり、通常の口頭発表枠を複数使う新たなタイプの研究発表枠(以下「共同研究枠」)を設けることにした。

共同研究枠では、会員間での最新の研究トピックに関する意見交流や研究成果の共有、さらには、そこでの活動を通じた研究成果・論文の創出等を大きな目的とし、その活動と運営は研究グループの裁量に大いに委ねることにする。

また、研究推進委員会は、研究発表会でそうした活動を活発に行うことができるよう、研究発表会において共同研究枠をできるだけ確保するように努めると共に、研究成果の創出という目的に鑑み各研究グループの活動を評価し、その評価に基づいて、共同研究枠使用の調整を行うものとする。

【2】共同研究枠の設定

- ・ 各研究会での共同研究枠の設定に関する詳細は、研究推進委員会の主導の下、会長、学会事務 局長、研究発表会(会場校)実行委員長、研究推進委員会委員長との合議で、研究発表会ごと に決定する。
- ・ 共同研究枠の枠数は、会場校で用意できる同時開催可能な会場数をできるだけ超えないように する。共同研究枠使用の優先順位は、前回・前々回実施したグループ、学会指定研究グループ、 初めて申請する共同研究グループとする。

【3】研究グループの組織と活動

(組織)

- ・ 研究グループは、2 人以上の会員から組織され、研究テーマと研究グループ代表者を決定する。
- ・ 研究グループは、学会員の自由なグループ組織を基本とするが、学会が研究テーマと研究グループ代表者を指定して組織することもある(学会指定グループ)。
- ・ 研究グループ代表者は、同時に複数の研究グループ代表者になることはできない。 (活動)
- ・共同研究枠における活動・運営方法は、従来からの学会が指定してきた研究発表のスタイル(例えば、通常の口頭発表やポスター発表)に馴染まない形を、研究代表者の裁量で大いに取り入れてよい。例えば、共同研究枠における活動の例としては、次のようなものが考えられ、特に、初期の活動では、(固定化されたメンバーの個人の研究発表の寄せ集めはできるだけ避け)上の方の行のような活動が容認されてよい。

- 共通の研究トピックに関する協同的なレビュー
- 研究テーマの発掘のための議論
- 共通の研究トピックにおける貢献可能性に基づくグループメンバーの募集・勧誘
- 具体的な研究トピックに関する研究目標の設定や研究計画の策定
- 継続的な研究テーマに関する成果と残された課題の共有

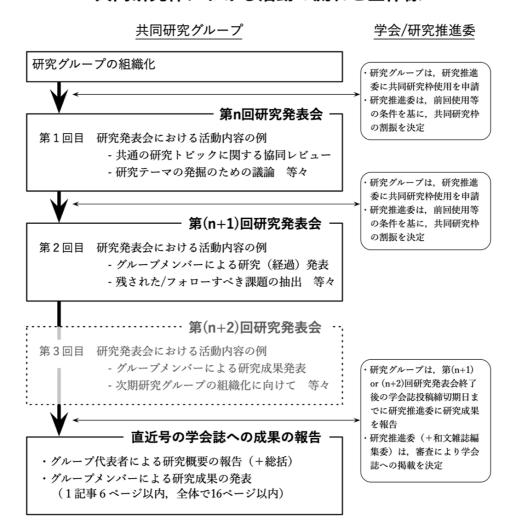
(継続性と成果報告)

- ・ 研究グループは、同一テーマで、概ね2~3回程度の研究発表・活動を行うよう努めるようにする。それらは連続した研究発表会で行われることが望ましいが、1回程度の研究発表会のスキップは許容される(最大稼働期間は2年半程度となる)。
- ・研究グループでは、共同研究枠の使用が3回程度に収まるよう研究目標の設定を工夫し、その終了時には、研究推進委員会を通じて、その成果を学会誌に報告する(報告に関する取り決め等は後述【5】を参照)。

(活動の全体像)

・ 研究推進委員会で、現在想定している研究グループの活動の流れと全体像は、次の図解の通り。

共同研究枠における活動の流れと全体像



【4】研究発表会における共同研究枠の申込み

- ・ 共同研究枠における発表の申し込みは、学会ウェブページ上で告知する。
- ・共同研究グループ代表者は、上記告知に記された期限までに、共同研究グループ代表者名で「共同研究枠」の研究テーマ(タイトル)、申込み時点での研究グループのメンバー一覧、同一研究テーマによる共同研究枠使用の回数、研究グループの研究の目標・計画、前回共同研究枠を使用した際の活動と成果の概要、当該研究発表会において予定している活動の概要を A4 判 1 枚に収まるように明記して、共同研究枠の使用を申請する(別紙書式を参照のこと)。

【5】研究成果の報告等

- ・各研究グループが2回以上の共同研究枠での活動を行い、その活動を閉じる場合には、その経緯と成果を研究推進委員会に報告する。研究推進委員会では、その報告を審査し、審査を通過したものについては、「報告」として和文学会誌に掲載する。
- ・ 「報告」は、和文学会誌の論文書式と執筆要項に基づき、研究グループ全体で 16 ページ (英文アブストラクト無し)を超えないものとする (なお、複数の報告の集合体とする時には、1報告は6ページ以内とする)。
- ・ 共同研究グループは, グループでの研究成果を, 研究論文として本学会学会誌に論文投稿する ことができる。ただし, 上記の「報告」は, しなければならない。
- ・ 共同研究グループにおける個人または複数メンバーは、共同研究グループの了承の下、共同研究の成果の一部を、共同研究論文あるいは個人論文として、本学会学会誌に論文投稿することができる。